

平成25年度第3回四街道市市民参加推進評価委員会会議録

日時：平成25年11月13日（水）

18時～20時7分

会場：四街道市役所こども保育課2階会議室

【出席者】

委員：石川久委員長、三木由希子委員、牧野昌子委員、草野幸男委員  
金子篤正委員、田汲明委員、以上7名（欠席…中畷いづみ委員）

事務局：岡田経営企画部長、大野政策推進課長、森田副主幹（市民活動推進室長）、齋藤副主査

傍聴人：2名

【会議次第】

- 1) 開 会
- 2) 議 題

1 平成25年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料 No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市立小中学校の通学区域の見直しについて【実施予定シート】	学務課
2	四街道市水道事業給水条例の一部改正【実施予定シート】（適用除外）	水道事業センター
3	四街道市下水道条例の一部改正【実施予定シート】（適用除外）	下水道課
4	四街道市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正【実施予定シート】（適用除外）	下水道課
5	四街道市使用料条例の一部改正【実施予定シート】（適用除外）	都市計画課

2 四街道市市民参加条例の見直しについて

- 3) 閉 会

事務局（大野政策推進課長）

定刻となりましたので、ただ今から、四街道市市民参加推進評価委員会を開催いたします。

本日は、5名のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立いたしますことを報告いたします。

なお、中野委員は、欠席、三木委員は、到着が遅れる旨、連絡をいただいております。

それでは、市民参加条例施行規則第10条第1項の規定により、委員会の議長は委員長をお願いいたします。

石川委員長のごあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

石川委員長

今期の任期においては、本日が実質上最後の会議になると思いますが、条例の見直しについて意見を取りまとめることになっていきます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めます。

まず、会議録の作成ですが、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本委員会においても明記することといたします。

次に、会議の公開、非公開につきましては、議事運営に支障が認められる場合は非公開になりますが、本日の議事内容におきまして支障がないため、「審議会等の会議の公開に関する指針」の「3. 会議の原則公開」の規定により公開とし、会議資料につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、傍聴人の閲覧に供するものとします。このうち議事次第については配布するものといたします。なお、資料についても配布することとしたいと存じますが、委員の皆様の意見をお伺いします

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、資料を配布することとします。

傍聴希望の方の有無を確認します。事務局、如何でしょうか。

事務局（森田副主幹）

2名いらっしゃいます。

（傍聴人、2名入室）

石川委員長

議事に入ります。議題 1 について、1 件ずつ審議したいと思いますので、最初の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局（森田）

実施予定の追加の評価につきましては、本日 5 件でございます。

1 頁、資料 No. 1 をご覧ください。

「四街道市立小中学校の通学区域の見直し」についての実施予定シートでございます。

行政活動の概要としましては、南小学校の児童数増加に対する通学区域の見直しを行うものでございます。児童数の増加により、必要な教室数が不足する見込みであることから学区の再編を行おうとするものです。

市民参加対象の根拠は、条例第 6 条第 1 項第 5 号に該当し、行政活動の実施予定時期は、平成 27 年 4 月でございます。

実施する市民参加手続は、意見提出手続を 26 年 7 月～8 月に、審議会等手続として、四街道市立小中学校区審議会の開催を 26 年 1 月、5 月、7 月、10 月に予定しております。

以上が、「四街道市立小中学校の通学区域の見直し」についての実施予定でございます。よろしくお願いたします。

石川委員長

四街道市立小中学校の通学区域の見直しについて、ご質問等ありましたらお願いをいたします。

金子委員

今回の主たる目的は南小学校のことなのですが、たしか審議会としては、既に四街道市立小中学校区審議会というのは常設されているというように思いますが、それで良いのでしょうか。

事務局（森田）

審議会は、四街道市立小中学校区審議会設置条例がございまして、現在、設置されております。

金子委員

特に南小についてこの審議会に諮問するということでよろしいでしょうか。

事務局（森田）

教育委員会では、南小学校の通学区域をどうするかということで諮問をする予

定ということになっております。

石川委員長

この審議会は、その都度立ち上げるのですか。

事務局（森田）

昭和48年6月に既に条例が制定されておりますので、そこから引き続き設置されております。

石川委員長

それはわかるのですが、いつでもあるということなのか、何か案件が起きたときに審議会をつくるのかということです。

田汲委員

これは条例で決まっているということですよ。

石川委員長

審議会は、常設でしょうか。

田汲委員

条例の中で入っているですよ。そうではないのですか。

石川委員長

学区の見直しというのは毎年毎年あるわけではないので、恐らくその必要性が出た時につくられるのではないかなと思うのですが、如何でしょうか。

事務局（森田）

今現在の学区審議会の委員の任期については、確認しておりません。

石川委員長

いずれにしろ、審議会が組織されて手続を行うということですね。

事務局（森田）

はい。

石川委員長

他にご質問ありますか。

田汲委員

質問というわけではないのですけれども、今までの案件では、審議会手続がパブリックコメントの前に実施されているものがあったのですが、本来ならば、パブリックコメントが終了して、審議会がもう一回最後にあるというのが、普通だと思います。今回そのようになっていますので、良いのではないのでしょうか。

石川委員長

他には如何でしょうか。

草野委員

手続としては、審議会にかけて、アウトラインが出た段階でパブリックコメントを実施し、最終的に、10月に審議会で結論を得るという手順かと思いました。

田汲委員

そうですね。だから、良いのではないのでしょうか。

事務局（森田）

教育委員会の事務局に確認している内容では、27年1月から審議会を始めまして、7月の3回目の審議会において、案についてある程度了承を得て、その案でパブリックコメントを実施するというような予定でございます。

石川委員長

よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

「四街道市立小中学校の通学区域の見直し」について、手続については適正であるといいたします。

次に、2番についてご説明をお願いします。

事務局（森田）

2頁、資料No. 2をご覧ください。「四街道市水道事業給水条例の一部改正」についての実施予定シートでございます。行政活動の概要としましては、消費税法等の一部改正に伴い、水道料金及び給水申込負担金に関する消費税相当額を5%から8%に改正するものでございます。

手続対象の根拠は、条例第6条第1項第3号に該当し、行政活動の実施予定時期は、平成26年4月でございますが、消費税法の一部改正に伴う条例の改正でございます。法令の基準に基づいて行うものであること、また、その他金銭の

徴収に関するもので第6条第2項第3号及び第5号に該当するため、適用除外することとしております。

以上が「四街道市水道事業給水条例の一部改正」についての実施予定でございます。よろしく願いいたします。

石川委員長

「四街道市水道事業給水条例の一部改正」について説明がありました。何かご質問等ありましたらお願いいたします。

金子委員

今回、消費税法の改正に伴っていろんなことが起こると思うのですが、今回は、水道事業給水条例だけでしょうか、他にもひょっとしたらたくさん出てくるのではないかという気がするのですが、他の料金はどのようなのでしょうか。

事務局（森田）

実は、この後の資料No. 3でございますけれども、下水道料金についても同様に今回改定をする予定でございます。現時点では、この水道料金と下水道料金の2つということでございます。

金子委員

今回は、この2件のみということですね。

石川委員長

使用料、手数料は、消費税がどうこうということはまた別途考えられるところですね。

まずは給水条例、水道の使用料に消費税がかかっている、その相当分を現行5%から8%に上げるという改正案ですね。これは、市民参加条例の規定によって市民参加手続を実施しないということで提出されております。如何でしょうか。

後程、市民参加条例の改正については、また議論がありますが、現行条例では適用除外ということになっておりますので、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

「四街道市水道事業給水条例の一部改正」について、手続は適正であるといえます。

次に、3番についてお願いします。

事務局（森田）

3 頁、資料No. 3 をご覧ください。こちらは、「四街道市下水道条例の一部改正」についてでございます。行政活動の概要は、水道と同様でございます。消費税法等の一部改正に伴い、下水道使用料に関する消費税相当額を5%から8%に改正するものでございます。

手続対象の根拠は、条例第6条第1項第3号でございます。行政活動の実施予定時期は、水道と同様に平成26年4月でございますが、改正内容は給水条例の改正と同様、消費税法の一部改正に伴う条例の改正でございます。法令の基準に基づいて行うものであること、また、その他金銭の徴収に関するものでございますので、第6条第2項第3号及び第5号に該当するため、適用除外とすることとしております。

以上が「四街道市下水道条例の一部改正」についての実施予定でございます。よろしく願いいたします。

石川委員長

「四街道市下水道条例の一部改正」について説明がありました。水道条例と同様に消費税相当分を5%から8%に上げるという内容です。現行の市民参加条例に基づいて手続を実施しないというものですが、何かございましたらお願いいたします。

田汲委員

前のものと同じですから、良いのではないのでしょうか。

石川委員長

それでは、「四街道市下水道条例の一部改正」については、手続は適正であるといたします。

次に、4番をお願いいたします。

事務局（森田）

4 頁、資料No. 4 をご覧ください。「四街道市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正」についてでございます。行政活動の概要は、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、下水道事業受益者負担金の延滞金の割合等の特例に係る規定を改正するものでございます。特例措置として延滞金の割合を引き下げるものでございます。

手続対象の根拠は、条例第6条第1項第3号に該当し、行政活動の実施予定時期は、平成26年1月でございますが、地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合等の特例に係る改正でございます。法令の基準に基づいて行うもの、また、その他金銭の徴収に関するもので第3号及び第5号に該当するため、適用除外とすることとしております。

以上が「四街道市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正」についての実施予定でございます。よろしくお願いたします。

石川委員長

「四街道市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正」という事で、受益者負担金の延滞金の割合を引き下げるという内容ですね。これは現行条例の規定で市民参加手続を実施しないということでした。これについてご質問ありましたらお願いをいたします。

石川委員長

特例期間は、いつまでなのでしょう。

田汲委員

これは、我々が支払っている下水道料金とは違うのですか。

事務局（森田）

下水道事業受益者負担金というのは、下水道に接続する際に公共の汚水ますを宅地内に設置して下水道本管に接続するのですが、このますの設置工事をする時の負担金でございます。

田汲委員

もう既に我々は払っているということですか。

事務局（森田）

既に下水道をお使いの方はお支払いいただいているものでございます。特例期間については、把握しておりません。

田汲委員

延滞金が生じるというのは、どういう場合なのでしょう。普通接続しますよという場合、お金を払わないと接続してくれないと思うのですが。

事務局（森田）

一括納付の場合と分割納付の場合がございますが、納期を過ぎて支払う場合に発生するものではないかと思っております。

石川委員長

よろしいでしょうか。



(「はい」という声あり)

それでは、「四街道市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正」については、適正であるということにいたします。

次に、「四街道市使用料条例の一部改正」についてお願いします。

事務局（森田）

5頁、資料No. 5をご覧ください。「四街道市使用料条例の一部改正」についてでございます。行政活動の概要は、四街道市使用料条例の別表で定める庭球場使用料を、総合公園と総合公園以外の公園に分け、区分のうち2時間を超えた場合1時間につきを削除するものです。現在の使用料の規定では、テニスコートの場所の違いに関わらず、1面につき2時間以内と2時間を超えた場合の1時間の料金設定となっておりますけれども、その設定を総合公園と総合公園以外の料金設定としまして、単位を全て2時間とするものでございます。

手続対象の根拠は、条例第6条第1項第3号に該当し、行政活動の実施予定時期は、平成26年4月でございますが、庭球場使用料の料金改定でございまして、市税の徴収その他金銭の徴収に関するもので第5号に該当するため、適用除外とすることとしております。

以上が「四街道市使用料条例の一部改正」についての実施予定でございます。よろしく願いいたします。

石川委員長

使用料条例の一部改正について、何か質問、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

1つ質問ですが、2時間を超えた場合、1時間につき幾らという規定があって、1時間につき幾らというのがなくなったので2時間を単位とすると、こういうことで良いのでしょうか。

事務局（森田）

現在の規定では、2時間以内の料金、2時間を超えた場合の1時間の料金を設定しておりますけれども、それを全て2時間単位とするということです。また区分を総合公園とそれ以外の公園の2つに区分するというので、今までは総合公園もそれ以外の公園も全て同じ料金設定だったのですけれども、今回の改正では総合公園とそれ以外の公園で料金設定を変えるということでございます。具体的に申し上げますと、一般の場合の料金設定でございますが、今までは、2時間以内420円、2時間を超えた場合1時間につき210円という料金ですが、それを総合公園は、2時間840円、その他の公園は、2時間420円、そのように改正したいというものでございます。

石川委員長

説明がありましたが無効でしょうか。この手続は、条例上やむを得ないとは思いますが、利用の仕方等について、例えば利用団体から意見を聞いたとか、そういったことはないのでしょうか。

事務局（森田）

都市計画課には、そこまで確認しておりません。

石川委員長

2時間以上かかる例えば野球等はどうなるのでしょうか。2時間単位で料金を加算していくということになるのでしょうか。

事務局（森田）

今回は、庭球場のみです。

石川委員長

テニスコートだけですか。

事務局（森田）

テニスコートだけです。現在の運用では、実際の手続として、2時間単位で貸し出しをしているようでございます。

石川委員長

テニスコート利用者から何かしら意見を聞くとか、これは単に料金改定というだけではなくて、利用単位が2時間になるという変更も加味されているので、単純に料金を変えましたということだけではなさそうですね。そういう場合にどうするかという問題点があるということだけは申し上げておくということにしたいと思います。空いていれば、またその後2時間使えるということなのでしょうか。利用勝手がよくわからないですが、多くの人に利用してもらいたいという考えもあるでしょうし、いろんな考え方があるのだらうと思います。

田汲委員

こういう案件も都市計画課では、このような内容で改正しますということで市長まで話を上げるのでしょうか。

事務局（大野）

当然、改正の内容については、市長まで説明をしているはずでございます。

石川委員長

条例改正の議案を提出することになりますので、当然、決裁を受けるまでにはいろんな説明もしなくてははいけないでしょうから、一通り説明をするということなのだと思います。手続上は、使用料金の改定ということなので、現行条例の規定では、このとおりの手続で良いということになるのでしょうか、それ以外の要素もあるので、このように市民が利用する施設の使い方については、一定の配慮をすべきであるというように私はした方がよろしいと思うのですが、それについては如何でしょうか。

田汲委員

この次の議題の中にそのような内容が入っているので、今回はよろしいのではないのでしょうか。

石川委員長

では、今回はそういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

石川委員長

それでは、「四街道市使用料条例の一部改正」について、手続は適正であると思います。

次の2番目の議題の中で、今のような論議も含めて意見を提出するかどうか検討するという事にいたしましたと思います。

以上で、実施予定シート評価については終了です。

次は、「四街道市市民参加条例の見直しについて」ということになります。

では、事務局から配付資料につきまして簡単にご説明をいただきたいと思えます。

事務局（森田）

A4横長の資料6をご覧ください。四街道市市民参加条例の見直しについての各委員の意見一覧でございます。前回の会議まで、条例の見直しにつきまして、平成22年の見直し時の委員会の答申内容のうち、条例改正に反映されなかった意見、また、今後に向けての意見、条例の運用面について、ご審議ご議論いただきましたが、委員の皆様のご意見を整理させていただくため、本日の会議に際し、事前にご提出いただいた各委員のご意見を一覧にまとめさせていただいたものでございます。

1枚目は、金銭徴収について適用除外事項から削除し、市民参加の手続とすることが望ましいかどうかという点につきまして、市民参加の対象とするべきか対

象とするべきでないか、対象とするべき場合は、今回の見直しで改正するべきか改正するべきでないか、それぞれご意見とその理由をお出しいただいたものでございます。各委員のご意見は記載のとおりでございますが、ご提出いただいた内容をそのまま記載させていただいております。

2枚目でございますが、こちらは前回答申内容の今後に向けての意見ということで、住民投票制度の導入の是非について、導入するべきか導入するべきでないか、導入するべき場合は、今回の見直しで改正するべきか改正するべきでないか、それぞれ意見とその理由を提出いただいたものでございます。

3枚目は、不服申し立て制度や苦情申し出制度の導入について、導入するべきか導入するべきでないか、導入するべき場合は、今回の見直しで改正するべきか改正するべきでないか、それぞれ意見とその理由を提出いただいたものでございます。

4枚目は、条例の運用面における課題等について、市民への周知について、市民参加推進本部の役割等について、そのような課題につきまして各委員のご意見を提出いただいた内容でございます。

簡単でございますけれども、以上が配付させていただいた資料の内容でございます。よろしくお願いいたします。

石川委員長

議題2につきまして、配付された資料の説明をしていただきました。

それでは、まずは条例第6条、市民参加手続の対象についてでありますけれども、「金銭徴収については、本条第2項第5号で適用除外事項としているが、重要な金銭徴収事項は市民にとっても関心事であるので、市民参加の対象とすべきであり、適用除外事項から削除し、市民参加手続の対象とすることが望ましい。」という前回の答申の際の指摘について、各委員からそれぞれご意見をいただきました。

簡単にそれぞれご意見を提出された委員の皆さんから、概要をご説明いただきたいと思います。まずは、この表の順番でいきたいと思いますが、中畷委員は、本日欠席でございますが、意見としては、「税やその他の費用徴収についても住民が納得した額であることが望ましい。」という理由で対象とすべきであるということです。しかし、「もう少し時間をかけても良いと考える。」ということで、今回は改正するべきでないというように意見をいただいております。

では、恐縮ですが、順番に草野委員からご説明いただければと思います。

草野委員

私は、対象とすべきであるという意見です。その理由としては、法令等で基準が決まっていて、市の政策判断が入らないものは対象とする必要はないと思っているのですが、そうではなくて、市自身が政策判断をして決定するというものに

については、その内容の説明責任という面で、きちんと市民に説明をする必要があるのではないかと思うからです。したがって、そういう部分については、今回改正して良いのではないかと思います。先程の事例でも出ましたように、2時間単位だとか、2時間を超えて2時間のうちの1時間はどうだというのは使い方が変わるわけです。使い方が変わるようなものについては、法令とかで決まっているということではないのだから、市独自でその政策判断を説明しなければいけないだろうと思いますので、そういうものについては、市民参加の手續の対象にしたかどうかというように考えております。条例第5条でも、市の積極的な説明をする必要があるという規定があります。そういう面から見てもやっぱり必要なのではないかと私は思っております。

石川委員長

ありがとうございます。

金子委員、お願いいたします。

金子委員

まず、ここに書いてある「重要な金銭徴収事項」というのは、どのようなものを指しているか、私はよくわからないまま書いてしまったのですが、ここで言う重要というものは、どの程度のものを指すのでしょうか。どれが重要かというのはどういう判断になるのか。それから、仮に税金を上げますよとか、使用料を上げますよという時に、条例を改正する前に審議会なり、意見提出会議みたいなものに諮って、それを通さないと条例とか使用料の改正はできないということになるのか、私は、政治的判断なのかという気がしましたので、対象とすべきでないとしたのですが、まず「重要な金銭徴収事項」というのは、どのようなものを指すのか、具体的にはっきりしないまま意見を書いたので、教えていただきたいと思います。

石川委員長

「重要な金銭徴収事項」について、確認をしたいということですが、如何でしょうか。何か解釈の手引みたいなものがあるのでしょうか。

事務局（森田）

現在の条例では、「市税の賦課徴収、その他の金銭の徴収については」という規定の仕方をしております。「重要な」という言葉ですが、条例の中では規定とか解釈はしておりません。前回の委員会の答申をいただいた中に用いられている言葉ですので、どれが重要でどれが重要でないかというところについては、今の運用の中では特に定めていないところでございます。

石川委員長

「重要な」とは書いていないのですね。「市税の賦課徴収、その他金銭の徴収に関するも」のという言い方をしていますね。

金子委員

私は、重要かどうかの区分けは行政側では難しいのではないかとということと、行政側が重要でないと判断したら手続の対象として出さないと思うのです。

事務局（岡田経営企画部長）

この解釈というのは、重要である金銭徴収とか重要でない金銭徴収ということではなくて、「重要である金銭徴収」は、金銭徴収事項というものの自体が重要だと言っているのではないのでしょうか。

金子委員

金銭徴収というのはいろいろなものがありますよね。先程の使用料も金銭徴収になりますし、全てがそうなのですけれども、それを全部市民参加で、ある一定の期間をかけて市民の意見を求めるとなると、非常に事務的に複雑になるのではないかと、私はそういう心配があるのです。

事務局（岡田）

例えば、税法に基づく金銭徴収というのは、法律で決まっているものですので、そういうものは当然決まっているものですが、この重要なという言葉の意味というのは、金銭徴収そのものが、全て重要だということを言っているのではないかと思います。

石川委員長

前回の見直し時の答申における指摘なので、これはどのような意味ですかというのは、計り知れないところもあるのですが、金銭徴収自体が重要なことなのだというように理解するのが良いと思います。

金子委員

これを見ると、重要な項目と言えますよね。

田汲委員

ここに書いてある内容は、重要な金銭徴収事項はと書いてありますよね。

石川委員長

現在の条例では重要なとは書いていないので、市税の賦課徴収、その他金銭の

徴収に関するものとしては、解釈及び運用では、その他金銭の徴収というのは分担金、負担金等と書いてあるのです。ですから、要するに市がお金を集めること、全般ということです。ただ、金銭の賦課徴収に関するものについては、全て市民参加手続の対象としないが良いというのは、ひっかかることです。

金銭の賦課徴収以外に、例えば、利用の区分を変えるということになると、これは金銭の賦課徴収を変えたということではなく、利用の仕方を変えたということです。ですから、単純に金銭の徴収に関するものとも言えないということになってきます。そうなる तो ちょっと微妙です。逆に言うと、内容を見直す際に金銭を絡めれば、金銭の賦課徴収だから、適用除外だということになってしまうわけですので、それでは良くないのではないのでしょうか。使用者本位といいますか、使う身になって区分等を変えて、それに併せて料金を変更するというのであれば、料金については聞かなくても良いけれども、利用の仕方についてどうかというのは、それに伴って改正されるというのであれば、その点については、分けて聞いた方が良くと思います。

これは、条例の改正というよりも、金銭の徴収に関するもの以外に変更事項がある場合、それが市民に影響があるという場合には、市民参加手続に載せるべきだというように理解すべきではないかということだと思うのです。そうした点はきちんと見ていった方が良くと思います。

金子委員

税や保険料等は、法令による定めがあるので実施対象から除かれているわけですが、それ以外の金銭徴収というのは、どのようなものがあるかイメージが湧かなかったのですけれども、具体的に起こり得る金銭徴収というものは、どのようなものがあるのでしょうか。

草野委員

ごみ収集の場合、粗大ごみを持っていく時には、例えば、今まで1キロ200円位だったのが、今度300円になったとか、そのようなことはあるわけです。ですから、そこには、政策判断で200円を300円にしたのだということがあると思うのです。したがって、金銭徴収だから全て市民参加手続から除外するというのではなく、少なくとも200円から300円にする理由、市の財政上の背景等を市民に説明する必要があるのではないかという思いから、私は市民参加手続の対象とすべきと言っているのです。

石川委員長

金子委員、改めて如何でしょうか。

金子委員

説明責任と意見を求めるということは違うと思います。それは広報の問題だと思うのです。おそらく市民参加手続で意見を聞くと、高いのではないかと、安くしろと皆さん言うことになると思います。そのような場合、どういう形でその意見を反映するのかという問題がありますので、金銭徴収に関する内容というのは市民参加には馴染まないのではないかと私は思ったところです。

石川委員長

ありがとうございます。田汲委員、如何でしょうか。

田汲委員

現在の条例でも、審査基準や処分基準、行政指針の制定等については、意見提出手続は実施することになっています。金銭徴収事項についてもそのようにやったらどうですかということで、そんなに大げさなことではなくて、金銭徴収に関するものも改正をする際には、広報紙でも良いですが、今度このような事情で料金改定を行いますかどうかと、私もその位はやっても良いのではないかと思います。

四街道市にも当然そういう手数料、使用料の問題もありますから、経費がどれだけかかるから上げますよというのであれば、市民も納得するわけですよ。そういうものを広報紙で説明したら良いのではないかと思いますので、意見提出手続位は実施しても良いと思います。絶対反対だよというのではなくて、少なくとも説明責任というわけではないですけれども、説明をした上で意見を公募すれば、税収が少なくなり、コストもかかるから上げさせてもらいますと、そういうことならばしようがないかなということで市民も賛同すると思います。

石川委員長

ありがとうございます。事前に意見の提出をいただいた委員さんにお聞きしましたが、この一覧に載っていない委員さん方で、金銭徴収についても市民参加手続の対象とすることが望ましいということについて、ご意見があればお願いします。

牧野委員

消費税が上がるので上がるという場合には、説明は1行か2行で済むわけなので、そこについては納得せざるを得ませんし、今までのような扱いで良いかと思っています。しかし、例えば先程のテニスコートのことで言うと、2倍になるわけですね。使用者からすると、料金が2時間で420円だったものが840円になるという時に、市全体の中で、そこをなぜ上げなければいけないのかということに関わると思うので、説明責任というのは果たしながら、予算は全て議会で決めていくわけですが、そういう中でどうしようもない国の制度で上がるものと、そうではな



く、市として独自に政策判断の上で上げなければいけないものについては、市民参加手続の対象として良いのではないかと思います。

石川委員長

今回改正するべきであるというように答申するかどうかについては、如何でしょうか。中罵委員は、もう少し時間をかけても良いと、草野委員は、今回改正してはどうかというご意見をいただいております。

牧野委員

私は、テニスコートの料金が2倍になるというような場合は、使用者、市民の意見を聞くために、市民参加手続を実施するべきかなというように思いましたけれども、そのような事例が、今までは中で余りなかったように思っていますので、条例そのものを改正するというよりは、中罵委員が仰るように、もう少し時間をかけて検討し、今回は、改正というところまではいかなくても良いかなというように思います。

石川委員長

三木委員、到着早々なのですが、条例の見直しについて各委員の意見を聞いています。今は、市民参加手続の対象、金銭徴収についてどうしようかという議論なのですが、ご意見があればお願いいたします。

三木委員

私は、前回の見直し、改正の時点から市民参加の対象にして良いのではないかということでしたので、対象とするべきであるという意見です。

消費税法の改正に伴う消費税分の値上げ等は、恐らく軽微な変更ということなので、そもそもそれによる値上げがあっても審査会の対象にならないのではないかなという気もします。それと、義務づけ、枠づけの問題があって、条例制定権が拡大するというようになっております。現時点では、そんなに目立たないかもしれませんが、今後、自治体において独自にいろいろな金銭徴収の金額設定ということができる場面が出てくる可能性は十分にあるだろうと思います。ですから、中罵委員は直接請求との関係を仰っておられるのですけれども、実際の地方自治を取り巻く制度そのものは、もう少しいろいろな想定がし得るような状態になっていくのではないかなと思います。

また、全ての自治体が金銭徴収に関して市民参加の対象にしていけないわけではなくて、実際に市民参加の対象としているところもあったり、財政事情と負担のバランスみたいなものとかも丁寧に資料を出しながら説明をするのが、本来、自治体としてやるべきことで、意見を聞かずに金額を決めるということはちょっと違うのかなという気もします。前回、対象とすることが望ましいという答

申で、結局、条例改正はされなかったわけですがけれども、対象とすることを引き続き検討していただきたいという点では、前回と意見は変わっておりません。

石川委員長

そうしますと、対象とすべきである、引き続き検討すべきであるという結論でしょうか。

三木委員

そうです。結局、前回、この委員会が、「市民参加手続の対象とすることが望ましい」と答申をして改正をしなかったということは、恐らく内部でそういう議論が整っていないということなのだと思います。ですから、私は基本的には、答申の中では、市民参加の対象とすることが望ましいということで、引き続き議論をお願いし、できるだけ善処していただきたいなというように考えています。

石川委員長

そうしますと、市民参加手続の対象とするべきであるというご意見が大勢のようでございます。しかし、法令等で明らかに定められているものについては、対象とすべきか、すべきでないかという範疇を超えて、当然そうせざるを得ないという判断になるのだと思うのですが、市が政策判断をして価格を決めるというような場合には、対象とすべきであるというように、大方の意見はまとまっています。対象とすべきかすべきでないかという点では、対象とすべきであるという考え方を表明するという点でよろしいでしょうか。

もちろん、全てが全て、対象となるというわけではないわけですがけれども、特に市が独自に判断をして設定をするというような場合には、市民参加手続の対象にすべきであると、ただし、条例の改正については、今回はすべきでないというよりも、簡単に言えば事実上間に合わないわけです。すぐにというわけにはいかないわけですから、市当局に対して、そういう意見を踏まえて検討してもらいたいというような表現をしたいと思いますが、如何でしょうか。

最終の文言は、答申案を作成した後に委員皆さんに確認いただき、調整したいと思いますが、その方向でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

それでは、これにつきましては、市民参加手続の対象とすべきである。そして幾つか実質上の区分をするようになると思いますが、市の政策判断で行う金銭徴収に関しては、是非、条例改正に結びつけていただきたいという意見を表明したいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。「住民投票制度について、これを市民参

加の一環と捉えるか、あるいは自治の仕組みとして捉えるかといった観点を考慮しつつ、導入の是非を含め、慎重に検討すること。」という前回の答申の際の意見になっております。これについて、まずは提出された委員から簡単にご説明いただき、論議を進めます。

まず、中畠委員ですが、導入すべきであるというご意見を述べられています。そして、改正すべきであるという意見ではあるのですが、「本来3年間ペンディングしてきた大きな課題について早急に結論を出すことは好ましくない。そのため、「今回改正すべきでない」とも考えている。しかしながら、「改正すべきでない」としてしまうと、四街道ではせっかく貴重な住民投票の体験と誇るべき市民参加条例を持ちながら、住民投票の制度化の機会、住民投票について振り返り、検討する機会を失ってしまいかねない。少なくとも議論の機会、より多くの市民、有識者等の意見を聞き、四街道市は市政、基本計画の中で市民参加や住民投票をどう捉えるのかという大きな視点からということを含めて論議する方向づけ、体制づくりをお願いしたい。」という意見が提出されています。

では、これも草野委員からお願いしたいと思います。

#### 草野委員

私は、その都度、住民投票条例を作るというのは、かなり時間がかかるだろうと思うのです。ですから、骨子がわかっている常設型になっていれば、そういう案件が出たらすぐかけられるのではないかと考えております。

今回改正するかどうかということについては、常設型にするとしても、中身を見ると、対象事項をどのようなものにするのかとか、或いは、その発議要件だとか、投票資格者をどうするかとか、検討するところが多岐にわたるだろうと思うのです。その制度設計というか、そういうものをもしやるのだとするならば、個別の有識者会議みたいなのを立ち上げて、きちんとやっていかないと制度設計の基本が出てこないだろうと思います。したがって、改正すべきだと思っておりますが、時間的なことだとか、或いは、この市民参加条例そのものの成熟度が必ずしも上がっているとは思えない部分があるので、そういう面から見ると、現段階で急いではできないのではないかとと思います。方向性は出しておいた方が良く考えますが、少し迷うなという感じで意見は提出しております。

#### 石川委員長

ありがとうございます。

金子委員、お願いします。

#### 金子委員

私は、導入すべきではないという意見です。理由は薄弱かもしれませんが、中畠委員によると、私どもは確かに住民投票を経験したわけで、誇るべきことだと

いうように書いておられます。しかし、私の経験でいきますと、過去の住民投票は、政治的色合いが強かったと感じています。そのことにより、市民間の反目があったり、政治的なしこりを残してきたので、今後も住民投票があったら、制度の目的よりも、そのような政治的な背景を持ちながら住民投票に持ち込まれる恐れがあると思っています。そのような住民投票が実施しやすくなるという点を考えて、導入するべきではないという考えです。

もう一つは、住民投票は、最後の駆け込み寺だと思うのですが、そういうところに持ち込まれないように、美しい言葉で言うと、懸案事項について、議会できちんと審議することを監視したり、いろいろな審議会があるわけですから、審議会での議論を活性化して、そういうところできちんと議論をして、住民投票の実施までに至らない段階で食い止められるようにすることの方が、大切ではないかと思えます。

三つめは、これは少し書き過ぎかもしれませんが、現状の私どもが見るところの行政、議会の動きでは、住民投票をするというように条例改正を提出したとしても、相当議論を呼んで、必ずしもそれが通るといふ雰囲気ではないと思います。そのような現実的なこともありますので、敢えて市民参加条例の中に住民投票に係るものを導入するべきではないという意見であります。

石川委員長

ありがとうございました。

田汲委員、お願いします。

田汲委員

私も市民参加条例には導入すべきでないという意見です。市民参加条例の中に住民投票制度を入れると、市民参加条例がどういふようになるのかよくわからないのです。住民投票という大きな問題ですから、導入することとなると、前文だって変えなくてはいけない、その他、いろいろ変えなくてはいけないわけです。そうすると、市民参加条例の中で住民投票制度の占める割合が、すごく大きくなるわけです。定数や発議者を誰にするかとか。市民参加条例の中に住民投票制度を入れると、本来の趣旨や目的が薄れかねない。私の考え方からすると、この委員会の構成自体が何かおかしくなるような気がするのです。

最終的には、住民投票条例については、市長、市議会、市民等が、住民投票制度があったら良いのでは、そういう機運が高まってくれば、定めた方が良いと思うのです。でも、まだそういう機運が高まっていない段階で、この委員会が意見を言ってもしょうがないと思うのです。

私が思うに、市民参加条例の中で我々ができるのは、この条例の見直しなので、住民投票条例となると、これは制定の域に入ってしまうような気がします。住民投票条例をこの中に入れるというのは無理があつて、新しく常設型で住民投票制

度を条例としてつくらなくてはいけないと思うのです。委員会としてこれを議題として検討すること自体は良いと思いますが、市に対して、住民投票条例を制定してはどうですかと言うのはちょっと違うような気がします。

石川委員長

ありがとうございます。

それでは、この表には載っておりませんが、各委員からご意見があればお願いします。

三木委員からお願いします。

三木委員

私は、この条例の中で導入すべきというところまで、恐らく委員会の中で議論が、きちんと深められていないのは確かだと思っています。それは、まず導入するかしないかというところで、議論がずっと止まっているということがあると思うのですが、住民投票を実施したい時に個別に住民投票条例を作っていくという方法は、スタート時点から大きな対立構造の中でしか物事が動いていかない側面もありますので、常設型で多様なステークホルダーが、住民投票を求めることができるような仕組みがあった方が、良いのかなとも思います。

ただ、直ちに今回の答申の中で導入すべきであるというところまで書くかどうかと言われると迷うところなのですが、過去の経験も考えるのであれば、もう少し落ちついて住民投票ができるように、常設的な根拠を持たせた方が、地域のためには本当は良いのではないのかなとも思います。

この委員会で検討するのか、それともまた別に委ねるのかは、市の側の判断だと思いますので、常設型住民投票条例については、過去の経験も踏まえて検討をしていただきたいということは、答申の中に書いていただきたいというように思います。

金子委員

市民参加の究極的な方法としては、当然、市長選挙とか議員選挙とか、それから住民投票がありますよね。相当大きなものですが、さっき田汲委員が言われたように、市民参加条例とは違うレベルだと思うのです。住民投票が余り乱発されますと、費用的にもエネルギー的にも大変で、実施することがいかんというわけではないのですが、伝家の宝刀みたいなものですから、私も田汲委員と同じで、別なところで議論していただくのは結構だと思うのですけれども、市民参加条例の中で、こういう議論をするというのは、少し馴染まないのではないかと思います。

石川委員長

わかりました。

#### 牧野委員

四街道市は、過去何回か住民投票を経験してきていますが、他の市町村ではそうはない、県内でもそんなにはないかなというように思います。常設型の住民投票制度そのもの、或いは市民参加条例の中に住民投票制度を位置づけた時に、どのように市民にとってはメリットがあるのかとか、どのように政策に関わっていきけるのかというところを、もう少し市民の側でも議論をした方が良いのかなと思います。また、どちらが良いのかということだけでは、市民参加そのものがそう進むものでもないのかなというように思います。

#### 石川委員長

私も割と明確な意見がありまして、結論から言いますと、現行の市民参加条例に、常設型住民投票制度を組み入れるということには反対です。これは、明らかにこの市民参加条例と同様、若しくは、それ以上の重みのある内容を加えるということになります。

現行の市民参加条例の目的は、「市民と市の機関とが情報を共有するとともに、行政活動に市民が参加するための基本的な事項を定めることにより、市民が公共性及び公益性を踏まえた上で行政活動に参加する権利を保障し、もって市民自治による暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とする。」としているわけです。そして「市民参加」については、「市民が行政活動の企画立案から決定の過程、実施及び評価の各段階において主体的に参加する公益的な活動を言う。」というように規定しているわけです。決定の過程というのをどのように見るかということによって、若干意見は変わってくるのですが、市が決定したことについてイエスかノーかを問うというのであれば、それも決定の過程というふうに捉えられますが、私は住民投票を実施するのは、究極的な政策の選択というように思っています。ですから、もっと事前の段階で十分な市民参加というものを保障した上で、必要があれば住民投票を実施するというように段階を踏むべきだろうと思っています。

少なくとも現行の市民参加条例は、住民投票を予定していないわけです。予定して入れ込んだのだけれども、それが外れたというには中々見れないわけです。だとするのであれば、きちんと住民の中で常設型の住民投票条例を作ろうという論議をし、機運を高めていって、単独の、あるいは自治基本条例に基づく住民投票条例でも良いわけですが、そういう体系を組まなければいけないのではないかと思います。今ある市民参加条例にそれを入れ込んで、何とか常設型にというのは無理があるように思います。そういう意味では、もう少し市民的な論議を起こして、常設型の住民投票条例を作るといような道筋といったものが、今の市民参加条例を生かすためにも良いのではないかと思います。

#### 三木委員

情報共有の先にどういう意見の発露があるのかというのは、恐らく住民投票というの情報共有の先でないで、本来の意義はないわけです。ですから、情報共有の先の市民の意見の発露の方法として、住民投票という選択肢がないというのは、私は少し違うとは思っているのです。

あと、基本的に市民参加をする時は、パブリックコメントでも、それから意見交換会でも、何でもそうですけれども、大体意見を言う時は、それが良いか悪いかという判断があって、良くないと思うから意見を言うというのが基本なので、丸かバツかとか、イエスかノーか、市民参加というのは、大体その判断を前提に皆さん意見を言ったり、政策に関わっていくということになると思うのです。

いずれにしても市民参加というのは、良いか悪いかとか、より良くしたいか、そのままが良いのかというような、様々な判断の基に様々な形で参加をしていくということだと思いますので、いろいろな考え方と制度のつくり方の問題で、そもそもこの委員会の自発的な発議として、常設型住民投票を入れよということが、役割として適当なのかというところがひっかかるところです。むしろ市長さんから、具体的に諮問があれば話は別ですけれども、それが無い段階で具体的なことを、この委員会で議論をするというのは、やや抵抗があるというところなのです。ですから、常設型住民投票条例を作るかどうかということも含めて、中で一旦きちんと議論していただくということは、とても大事だし、住民の方にそういう問いかけをすることも、とても大事だと思うので、それは答申の中で多少書けることでもあるのではないのかなというのがあります。

結局その情報共有の先に何が起こるかというのは、市民の人たちの自発的な判断というのが、当然その中にはあっても良いのかなとも思いますので、少しその辺をご配慮いただけるとありがたいと思います。

石川委員長

内容的には、私は別に異議ありません。少なくともこういう前回の答申時に付された意見について、内部は一体論議をしたのだろうかという疑問もあるわけですが、先程、私が申し上げたとおり、前回の答申時の意見を踏まえ、市役所の内部及び市民的な論議を継続して発展させてもらいたいというように書いてはどうかという提案ですが、如何でしょうか。

田汲委員

住民投票条例を委員会から市に対して提案するという事は、何かおかしいような気がします。

金子委員

確かに前の答申意見の中でも、市民参加の一環なのか、自治の仕組みと捉えるかということで議論をしたのですが、私は自治の仕組みだと思うのです。そうな

ると、さっき言ったように、市長選挙とか議員選挙と同じようなものですから、今仰られたように、我々のところで、市民参加が十分でないから住民投票条例まで作れということ提案することは、若干疑義があります。市民参加が十分なされていないのかとなれば、もっと前段階ですべきことがあると思いますので、そういう意味において、私はここで議論することは余り好ましくないと思います。

田汲委員

市民参加条例の中には、第13条に市民提案手続というのがあるわけですから、住民投票条例を市民から提案できるようになっているわけです。我々がやる必要はないわけなので、この市民提案手続の中で市の方に要望すれば良いことであって、我々の委員会で敢えて取り上げなくても良いような気がします。

石川委員長

他市の事例を見ますと、市民参加条例のつくり方の問題として、住民投票条例も念頭に置いてつくるという方法が例はないわけではないのです。例えば和光市は、そのような形で作っているという事例もあるわけですが、それを作りなさいというように、本委員会が提案するのは、これはちょっと行き過ぎといいますか、やり過ぎではないかと思います。ただ、今までの経過を見ると、前回答申時に、市民参加の一環なのか、あるいは自治の仕組みなのか、いろいろと考えて検討して欲しいという意見を述べているわけですから、それについては、内部でも論議を深め、市民的な論議をすべきではないかということ、本委員会の意見として言っても良いのではないかと思っているわけです。そのようなことで如何でしょうか。

答申案を提示しますので、それについて各委員に確認していただいて、提案していただければというように思います。

(「はい」という声あり)

石川委員長

では、そのように仮の案を作ります。後程、お送りしますので、ご意見いただきたいと思えます。

次に、「不服申し立て制度や苦情申し出制度の導入について、救済機関の位置づけを含め、検討すること。」というようにあります。

中畠委員からは、導入すべきである、今回改正すべきであるというご意見をいただいています。

では、草野委員から順にお願いします。



草野委員

私は、導入するべきではないという意見です。

市民参加の方法は幾つか用意されているわけですが、そういう時に何も言わないで、行政がある一定の方向を出した段階で、自分に不利益だと言っていたのでは、秩序が保てないのではないかという感じがしております。

或は、不服の程度をどのように捉えるか、そういうことを考えると、なかなか難しいのではないのかという意見です。とはいうものの、市民参加条例第2条第5号の定義で、市民参加については、云々と書いてありますが、評価の段階で市民参加条例にかけた事例は記憶が余りないのです。実際にはそういうチャンスは与えていなかったのかなというような反省も少しあるのです。ということで、今回改正すべきかどうかについては、意見を出していないという状況です。

石川委員長

ありがとうございます。

それでは、金子委員お願いします。

金子委員

私も、その辺のところがよくわからなかったものですから、どちらとも言えないという意見だったのですけれども、この市民参加条例には、馴染まないのではないかという気がしております。

石川委員長

ありがとうございます。

田汲委員お願いします。

田汲委員

市民参加条例というのは、市政について、市民の意見を聞くわけですが、この意見を聞く方法がいろいろあるわけですが、意見提出手続等の手続を実施しているわけですから、自分の意見は言ったよと、そういうことであれば、自分が損をするようなこと、不利益を受けることはないと思うのです。仮にあっても、先程、言いました条例第13条では提案手続というのがあるわけですから、この市民提案手続の中でこの件については、もう少し検討していただきたいと連名で出せば良いことなのです。それができない個人的なものについては、別の制度にある不服申し立て等ですれば良いのであって、市民参加条例の中に敢えて入れる必要はないのかなと思います。

石川委員長

ありがとうございます。

三木委員、如何でしょうか。

三木委員

不服申し立て制度と苦情申し出制度と並列してしまっているの、何か議論が変な感じになっているのかなという気がしています。不服申し立てというのは、例えば権利救済みたいな話で、苦情申し出というと、どちらかという制度の運用上問題があるものに対して対応してくださいというような仕組みになることが多いと思うのです。ですから、この2つが並列してしまっているということが余り議論の立て方として、そもそも良くないのかなというのが考えていることです。

救済機関という位置付けは、恐らく現実的には、市民参加制度の中では難しいだろうと思います。何を権利として、何を救済対象とするのか、条例で作る時にこの立てつけがそもそもかなり難しいというように思うのです。ただ、私がずっと委員をさせていただいて気になっているのは、基本は市民参加推進本部から上がってきた評価と、事務局からご説明いただく内容、それから数字を基にどうだったかということ委員会を以て検討していくわけですが、実際に制度に参加をして自分の意見が採用されなかった人が不満を持つというのは、あるとは思いますが、手続を実施してみて、いろんな改善の余地があるのであれば、本当は、そういうものを市民の方から提案していただいた方が、この市民参加制度が、より良く普及していくことになるのかなということは、ずっと感じていました。

苦情なのか何なのか、どのように位置付けるとそういうようになるのかが、直ぐに具体的なものが出てこないのですけれども、そのような意味での窓口というか、受け皿をオープンしておくというのは、意見が出るかどうかは別にしても意味があるのかなというようには思いますので、市民参加条例の中にそれを書くのか、それとも市民参加をした人に、何か気になることがあったらこういうところで意見を受けますよというのを周知していくのか、何が良いのかというのは、いろいろな選択肢があると思うのですが、そういう道筋まで否定するようなまとめは何となく違うのかなというようには思っています。

石川委員長

不服申し立ては、権利救済というように考えれば、余りここで論議すべきことではないということですね。ただ、苦情申し出、ひっくり返せば、市民からの改善提案的なものをきちんと受ける窓口をオープンしておくべきではないかということでしょうか。

三木委員

そうですね。結局、こちらも提出された書類をもとに、こうした方がもっとわ

かりやすいのではないかと、意見を提出しやすいのではないかと、この説明の仕方はどうなのでしょうかと、ということを申し上げているのですが、あくまでも形式的にわかる範囲でしか、私たちは配慮が及んでいないという実態があるので、改善、或はより良くするためには、そういう提案は受けられた方が、実はこの委員会にとっても良いのではないかなというように思うのです。

石川委員長

わかりました。

牧野委員をお願いします。

牧野委員

中罵委員の意見に賛成です。不服申し立てとか苦情申し出というような制度と、気がついた中で意見を言いたいとか、改善の余地のあるような意見というのはなかなか出てこないと思います。市民参加についての意見提出というようところで導入が進めばというように思います。

石川委員長

条例の改正ということについては、如何でしょうか。

田汲委員

市民参加条例第13条の役割はどうなるのでしょうか。

三木委員

条例の第13条は、個別の苦情とか改善提案のものではないです。

田汲委員

三木委員とか中罵委員は、この条例の改正をした方が良いということですよ。ね。

三木委員

中罵さんはそう言っていないです。

田汲委員

苦情受け付けというのは、市で常時、具体的に受けているのでしょから、別に敢えてここで規定しなくとも良いのではないのでしょうか。

石川委員長

市民参加手続に関わる苦情の申し出というのは、一体どのようなものなのでし

ようか。先程ありましたように、「限られた情報だから、実際の参加の状態がよくわからない。だから、もっとこのように明らかにしてくれ。」そういう意見、苦情というのはあるかもしれませんよね。

田汲委員

それは常時受け付けるわけですよ。市にそういう制度があるではないですか。

金子委員

それは、意見提出というか、早く変えてよということですよ。もっとわかりやすく変えてくれとか意見提出できるわけでしょう。市民に意見提出を求めた場合、その求められた市民としては、例えば、説明がわかりにくいからもっと説明して下さい、そういう意見提出もできるわけですよ。

田汲委員

当然、第13条で対応できるわけですよ。

三木委員

第13条は、市民提案手続なので違います。これがわかりにくかったということとかは、市民提案手続ではないと思います。

田汲委員

市民提案手続というのは、全てを含むのでしょうか。20人以上集まれば何でも提案できるのではないですか。

三木委員

何でも提出できるという話ではないと思います。市民提案手続は、「市民等がその知識や経験を生かし、市をより良くするために行政活動の企画立案から決定の過程、実施及び評価の各段階において、市の機関に政策等の提案を行う手続」ですから、苦情とは違うと思います。みんなの苦情をこの提案手続を使ってというより、政策をこうしてくださいということだと思います。

田汲委員

苦情と言うからおかしくなるのですよね。このようにしたら如何でしょうかという提案は、この第13条に入るのではないですか。ただ、20人以上の署名が必要ですから、さっき言いましたけれども、個人的な案件は、私も入らないと思いますので、それについては、既に苦情処理制度みたいなものがあるわけですから、それでも駄目だったら申し立てをすれば良いのだと思います。

三木委員

制度改正とか制度提案ということであれば、該当するかもしれないですが、ただ、特定のパブリックコメントのここがわかりにくかったという話は、20名の連名を持っていても、第13条の市民提案手続では難しいのではないのでしょうか。

田汲委員

ですから、その苦情については、市で個人案件を受け付けているわけですね。

三木委員

田汲委員の意見は、例えば、個人案件で受け付けているのだから、それはここで評価をする時には、余り関係のない話であるということでしょうか。

田汲委員

市民参加条例の中で苦情とか何かというのは、既に受け付ける体制はできているということです。

三木委員

条例ではなくて、市の行政の体制として、市民からの意見、苦情は受けるということになっているのだと思います。

田汲委員

個人的な案件であれば、市は全ての苦情を受け付けるわけですね。ただ、20人以上集まってこうしてくれよというのは、市民提案手続で堂々とできるわけですね。それは、提出されれば、推進本部で検討することになるのではないのでしょうか。

三木委員

恐らく議論が少しねじれている感じがあるので、深めてもしようがない気がします。

石川委員長

市民参加条例第13条は、市民提案手続なので、これはこれで独立しているのですよね。市民提案を行うことができる。ただ、内容に関しては、別に規定していないのです。

三木委員

例えば、パブリックコメントの制度として、ここが問題であるということで、条例をこう変えるべきであるとか、手続をこう変えるべきであるという政策提案

はできるわけです。ただ、実際に実施されたパブリックコメントの手続が良くなかったので、その件の苦情を受けるという話には、この手続はならないということだと思っております。

石川委員長

そんな難しい手続をしなくても、簡単に意見が提出できるような仕組みをつくるというのは有意義なことだと思います。

田汲委員

市民提案手続ではなくて、審議会等とかの意見で気に入らないから、直接市の方に言うよというのは、別に良いのではないですか。

三木委員

そういう話ではなくて、多分ここで言っている苦情というのは、例えば、実際に市民参加手続で、意見交換会に参加をしたけれども、運営上こういうようにしてもらっておいた方が意見を言いやすかったとか、パブリックコメントで意見を提出したのだけれども、もっとこういうように情報提供してくれたらわかりやすかったのとか、要するに、市民参加しやすくするために、実際に参加した人がどういうことに問題を感じたのかということ、もっとこの委員会にフィードバックされても良いのではないのでしょうかということ、私は言っただけなのです。

田汲委員

そういう意見は、市からこっちに返してもらえば良いわけです。

石川委員長

そうなのですが、市民の方がそういう提案ができますよ、苦情を言うことができますよ、こんなような改善提案ができますよということを、どのように市民にお知らせして、市がそれを受けとめて仕組みの上に載せていくかという話なのです。それを条例上、定めておいた方が良いというのが、今回、論議すべき件なのです。その内容というと、第13条で言う市民提案というよりは、例えば、先程の話のように、実際に市民提案手続を提出してみたけれど方法がわかりづらいついとか、市民会議に参加してみたのだけれども、あのような会議の進め方ではわからないよねとかという苦情をどうするかということです。

田汲委員

ですから、その苦情を持っていく場所は、この条例の中でつくるのか、それとも既にある組織を使うのか、その違いだけなのです。この市民参加条例の中に入

れても別に構わないですが、どういう形になるかわかりませんが、そこで受け付けますよと、そういうように入れることは問題ないと思うのです。

石川委員長

三木委員も条例で決めなければいけないものかどうか、少し悩まれているということですね。

三木委員

どちらかというと、条例の運用段階で徹底をして、参加をした人に、「お気づきのことがあったら言ってください。」ということの周知を一緒にきちんとするだけでかなり良いとは思っています。ただ、制度とか何かきちんとしたルールに載せておかないと、最初は覚えているのだけれども、時間の経過や人が代わっていくことにより、だんだん薄れていくということにもなるので、条例を変えるのか、条例よりもっと下のところで措置をするのが良いのか、中々難しい判断なのかなと思います。

石川委員長

論議をしてまいりましたが、どうもこれを条例上書き込んで制度化するということについては、少々難しいかなというように思われます。むしろ運用上、例えば市民参加手続を実施していた会場で、市民の皆さん、今の説明でよくわかったでしょうか、足りないところがあったらどうぞご提案くださいという実質上の対応の方がより良いような気がします。

田汲委員

市の運用でそうしてもらった方が良いと思います。

三木委員

市民会議にしても意見交換会にしても、直接会場に来ていらっしゃる方に対して、定例的にアンケートをとっても良いわけですし、パブリックコメントの際に意見を記述してもらっても良いと思います。

石川委員長

パブリックコメントそのものは、意見を提出したら、市の答えが必ず来るのですよね。

三木委員

個別に通知をするかどうかというのは、また別だと思います。

石川委員長

パブリックコメントについては、個別に通知していますよね。

三木委員

意見を言った人に直接こういうようにしましたというのは、していないと思います。

事務局（大野）

パブリックコメントについては、提出されました意見に対して、個別に、市の考え方を公表しています点では、個別にということですが、方法としては、ホームページ上で公表しておりますので、どなたでも見られる状態にはなっています。

石川委員長

それを見て何か言ってきたという事例はありますか。

事務局（大野）

結構実施していますけれども、殆どありません。ただ、市民の方のご意見として、いろんな意見を提出したにもかかわらず、採用されたものがこれしかなかったというようなことのご意見は、いただいたことがございます。

三木委員

パブリックコメントの意見の中には、例えば、期間が短いとか、何を言っているかわからないとか、そういう案の中身以外の意見というのも出てきますよね。

事務局（大野）

恐らくあると思うのですが、そういったところまでは、今のところ確認はしておりません。

石川委員長

そういう意味では、少し改善の余地がありそうですね。例えば、パブコメに対する回答のあり方とか、意見交換会等の会場での意見聴取だとか、実質上は何かありそうですね。

三木委員

より良い制度にしていくためには、フィードバックがないといけないということはあると思うのです。手間とコストをかけてフィードバックをたくさんとろうと思うと負担がかかるのですけれども、運用上できることも結構あるのではない



かなという気がするので、その辺は、検討をしていただいても良いのではないかと思います。

事務局（大野）

参考までに、先程、お話のありましたアンケートについては、当課で市民会議等を実施した際には、必ずアンケートを取っております。与えられたテーマの他に、会議の運営とか、説明の仕方とか、そういうことを全て含めてご意見をいただきたいということで、改善を図っていくための資料とさせていただきます。ただし、条例で特に規定されているわけではございませんので、運用において、担当課の判断で行っているということですので、市全体の課が実施しているかということ、そこまでは把握していないところでございます。

石川委員長

せっかくアンケートに意見を書いたのだけれども、対応をしないと、書いた意見は一体どこへ行ったのだということも問題にはなるわけです。そうすると、またそのフォローをする必要があるわけです。

三木委員

ただ、そういう結果がご報告いただけたことは、良いことだと思います。

きちんとアンケートを取った結果が、市民参加の評価に生かされているという形になれば、市としては、市民の方に対しても説明しやすいと思います。

石川委員長

その辺がまだ十分に流れていないという感じはします。

田汲委員

運用で行う分には問題ないと思います。

石川委員長

それでは、この不服申し立て制度、苦情申し出制度について、委員会として特別のコメントをするということではなくて、実際に行われている手続上の問題点等について、市民の意見や改善提案をどのように受け取るのか、それについて十分に検討して具体的に対処して欲しいという方向にしたいと思いますが、如何でしょうか。

三木委員

例えば、市民会議の手続でアンケートを取っている事例があるとかということをお聞きしたので、そういう現実を実施していること等を十分に踏まえて、実現

可能なことだということとかは、少しわかるような記載を答申の中でしていただけると良いと思います。

石川委員長

わかりました。では、今の方向で案をまとめて提示します。

では、次に参ります。

条例の運用面における市民への周知について、市民参加推進本部の役割について等の課題について、今回の答申に当たっての各委員の意見を記入してくださいということで、各委員から提出されております。

この中で、特に委員会の意見として答申に入れた方が良いということについて、発言していただきたいと思います。なお、それ以外については、各委員からの意見ということで併記をさせていただきたいと思います。

中野委員からは、「四街道市ではこのような市民参加条例を有し、市民が活用し、職員や委員が苦勞して運用している。市長、議員、職員、そして市民が、他の協働の取り組みなどと合わせて、市民参加の四街道市として誇りとしていただければと思う。そのためにフォーラムを開催したり簡単な解説チラシを市民のイベントの際に配布されたりしてはどうかと思う。」というご意見が提出されております。

各委員の皆さんにも提出いただきましたが、委員会の意見として報告して欲しいということについて、ご意見を伺います。

草野委員からお願いします。

草野委員

私は、1、2、3、4と現状みたいなものを書いてありますが、特にお願いしたいのは、「改定の諮問に盛り込んでほしい内容」と書いてある部分です。

私は、この委員会の委員を4年やっておりますが、推進本部の機能強化というか、市民参加の成熟度が、必ずしも芳しくないと思っています。その原因は、推進本部の機能のあり方だろうと思うのです。したがって、その機能強化について答申に記述をしていただきたいと思います。機能強化はどういうことかということ、一つには、市民への市民参加の啓蒙をどうするか、あるいは庁内各課に対してどのように指導強化するのか、それからもう一つは、評価委員会の意見に対して、推進本部としてどのように議論したのかということ、もう一度この場にフィードバックしてもらいたいということです。少し言葉は厳しくなりますが、言いつ放し、聞きつ放しになっているので、結果的に、成熟度が低いという形に繋がっているのではないかと考えています。条例を施行して6年たっているのですから、もう少しレベルアップするために、各課に対する指導等、推進本部の機能強化をきちんとやって、より良い市民参加条例になるように努力をしていただきたいと思います。

石川委員長

ありがとうございます。

金子委員、お願いします。

金子委員

私は、現実的な話なのですが、1点は、市政だよりとホームページは、市民意見を提出する上では、それが一番の方法だと思っております。そういう目を見た場合に申し上げたかったのは、ホームページなのですけれども、私もある問題に関してホームページから意見を提出してみたわけですが、これがなかなか難しいのです。電子申請手続というのがありまして、一般的なフォームで申請する手続なのですが、それを流用しているわけです。だから、例えば、私とその案件に対して意見提出をしたいと思ったら、この電子申請という一般のものを使うしかないのです。意見提出に関する独立のホームページがないのです。しかも、これをホームページから探し当てるのも結構大変なのです、この辺は後でまた詳しく申し上げますけれども、もっと簡単に、例えばある案件に対して意見を求めます、それをクリックすると意見提出のページが出てくるようにしてもらったら助かると思います。電子申請で一々、住所、氏名を書いて、また同じように意見提出のところで、住所、氏名、電話番号を書くのがダブっていて、ややこしい言い方になりましたけれども、現状では、ホームページから簡単に意見提出ができないようになっているのです。意見提出用の特別なフォームを作ってくれば良いと思うのです。自分で今回やってみてわかりましたので、ぜひ改善して欲しいと思います。皆さんがより提出しやすいようなホームページの意見提出方法に簡素化して欲しいということです。

市政だよりは、10月15日号に、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の制定に関しての記事が掲載されていたのですが、手続の説明がページの3分の2を占めていまして、内容の説明は3分1しかないのです。本当に皆さんが知りたいのは、自分たちにとってどういう意味があるのかということだと思いますので、内容をできるだけ詳しく説明した方が良くと思います。つまり、市政だよりの掲載の方法をもう一工夫していただきたいと思います。そうすれば、皆さん関心を持って、意見を提出しようというようになるのではないかと思います。

それから、もう一つは、これは参加手続というか、いろんな案件のための審議会がたくさんありますが、私は審議会そのものをもうちょっと充実した方が良くと思います。私も幾つか審議会に出たのですけれども、公募委員というのは、自分が何かしたいということで参加するわけで、結構、意見が出てくるので、その意見が活発に出ている審議会ほど活性化するわけなのです。ですから、市民公募委員の比率を5割とは言いませんが、もう少し市民公募委員の比率を増やしていただきたいと思います。また、市民公募委員の専門的ではない意見、市民感覚の意見も市が聞く耳を持つという形にしてもらえたら、市民参加が進むと思いま

す。私の意見としては、ホームページと市政だよりの方法と審議会に関して工夫したら、市民参加がもっと充実するのではないかということです。

石川委員長

ありがとうございます。

それでは、田汲委員、お願いします。

田汲委員

私は、市民はどちらかというと、行政はしっかりやってくれている、余程のことがない限り、間違いはないと、そういう感覚で見えていますから、市民参加条例があるというのを知らない人が大部分なのだと思います。また、公告とかを見ても、行政がしっかりやっているのだから自分が言わなくても良いのだと、興味のある人が言うだろうと考える人が、大多数だと思うのです。市民参加自体は、極端に進むようなものではないので、基本は、お祭りの会場等で、市民参加条例のパンフレットみたいなものを配るとか、展示をするとか、地道な周知活動が大事なのだと思います。

あと、草野委員がよく仰っているように、推進本部というのがちゃんとあるわけですがけれども、私は、委員を2年間していますが、推進本部からの意見とかを聞いたことがないのです。せっかく市の部長級以上がメンバーになっているのだから、委員会の意見に対してこういう検討をしているというようなこと、そういう情報があっても良いのではないかと思います。

石川委員長

三木委員、如何でしょうか。

三木委員

最初に推進本部の話で今回の見直しの中で言わせていただいたのは、市民参加の事前評価の対象が、後から提出されるケースがあるということです。全体的な把握に事務局も苦労されているというようなお話があったので、各部長級が推進本部にいたのであれば、その各部の範囲については、きちんと把握して、漏れがないようにしていただかないと、事前評価と事後チェックという市民参加条例の前提が成り立たなくなってしまうので、自分達の所管の範囲は、きっちり市民参加の対象を把握して、必ず事前評価の対象から漏れないようにすることをお願いしたいと思います。推進本部の役割については、もう一度、きちんと確認をいただきたいということと、責任をはっきりさせていただきたいというのが1点です。

それから、先程、金子委員が仰っていたような機能の高い技術を使うと逆に意見が提出しにくくなるというのは、ある意味、四街道市に限らずあるところでは

ので、本人確認が必要だったり、申請という形である程度きっちり形式要件を整えなければいけないものは別として、市民参加の場合は、そこまで厳格なものは求めていないはずですので、メールの添付でも良いとか、そのフォームにはなくても、インターネットでアクセスする人はできると思うので、少し柔軟に対応していただくような、そういう工夫の余地はあるのかなと思うのです。ですから、使うツールも含めて考えていただいて、意見提出がしやすいような改善は求めていった方が、良いのではないかなと思います。

あと、皆さん仰っていて、私自身もそう思っているところがあるのですけれども、広報は何かをやっていることを伝えるのが基本になってしまうので、論点とか争点の提示というのはなかなかしないのです。こういう手続をやっていますよというお知らせはするのだけれども、論点とか争点の提示というところに行かないので、見た瞬間に味気ないものしかやっていないという、いろんな人のアンテナにひっかかってこないというところがあると思うのです。これはずっとパブリックコメントとか、意見の提出数が少ない時に問題になってきたというか、課題になってきたことだと思うのです。その辺は、不断に見直して改善を図っていただくということとか、パブリックコメントの意見の提出がしにくいということであれば、改善をしていただくことをこの委員会として求めても良いのではないかなと思います。

石川委員長

ありがとうございます。

牧野委員、お願いします

牧野委員

推進本部は、運用をしている中でどういう問題があったのかとか、成果としてこういうものがあったということ、もっと市民にアピールするということ、市民参加条例を持っている市民のプライドというか、そういうことに繋がるではないかというように思いましたので、成果等も一緒に、市民への周知ということで伝えて欲しいというように思います。

石川委員長

他に何かこれはというのはございますか。

金子委員

補足ですけれども、市民参加条例がある以上は、いろんな意見が出てくるかと思しますので、私が言ったことは小さい問題かもしれませんが、実際に意見を提出させるための雰囲気づくりとしては、大変重要なことだと思いますので、ぜひ入れていただきたいと思えます。要するに意見を提出しやすいような工夫をして

欲しいということで、市政だよりの掲載やホームページについては、ぜひ改善していただきたいと思います。

市政よりも、手続の説明はむしろ省略して、何が問題なのか、どうして皆さんの意見が欲しいかということを書いて、意見提出の詳細については、どうぞ電話してくださいと、担当課の連絡先を書けば済むのだと思うのです。そのような工夫をしてくださいと言ったわけです。意見提出をしたくなくなるような工夫を望みます。

#### 石川委員長

それでは、簡単なまとめをさせていただきます。大きく4点です。

まず1つは、条例の意味や内容をきちんと市民にPRして欲しい。四街道でこういう条例を持っていて、こんな制度に基づいて、いろんな活動をしていますよということをも市民向けにきちんと伝えて欲しいというのが1点です。

2つ目は、市内部に推進本部というのがあるが、そこが中心になって動いているのだけれども、実施の把握に漏れがあったり、途中で情報が滞ったりして、きちんとした役割を果たすことができていないという部分も見受けられるということから、推進本部の責任、役割をしっかりと果たして欲しいということが2点目です。

3つ目は、手続等の簡略化、そして意見を提出しやすい、使いやすい制度にしてもらいたいというのが3点目です。

4つ目は、参加の内実化といいましょうか、例えば手続を淡々と伝えるだけではなくて、この問題は何が論点になっているのか、どういう争点があるのかというようなことも市民に伝えた方がより良いというようなことです。

大きく分けてこの4点なのですが、これはどうだというお考えがありましたらご指摘いただきたいと思います。

#### 草野委員

私が話した中の一つは、毎回の会議の議事録でも整理されて、こういうことが良いのではないかということが、この委員会としてコメントをいたしますが、それに対して本部からのフィードバックが全然ないのです。この場に対して。前回の時も、こういうコメントに対しては、推進本部としてかくかくしかじかの議論をして、今後はこうしますという話があって、一段上がるのではないかと考えているので、本部の機能というか、私は機能強化と言っておりますけれども、そこをもう少し具体的に幾つか言葉を入れていただいた方が良いと思うのです。

#### 事務局（大野）

推進本部の事務局としての役割が大きいと思います。そういう意味では、私どもが、推進本部に対して、こちらの委員会の意見を全て伝え切れていない部分が

あるのかなと思いますので、事務局として、委員会のご意見を推進本部にしっかりと挙げる、ということから始めていかなければいけないなと思っております。その上で、いただいた意見については、執行部としてもいろいろ検討したり、問題解決のために議論したりということがございますが、そういったものを整理して、こちらの委員会に、対応方針としてはこのような結果でしたという報告をさせていただく形にしていきたいというように考えております。

草野委員

そのような場が、私はここに欲しいと思っているのです。

事務局（大野）

そのようなシステム、仕組みを検討しないと、我々事務局がつないでおりますので、その辺を今後、具体的に検討していきたいと考えております。

石川委員長

では、いわゆる内部体制の充実、機能強化というようなことも含めて、仕組みづくりと言っているのか、仕組みの整備と言っているのかわかりませんが、これを大きく4つの観点でまとめて、皆さんにお返しして、ご意見をいただくということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

一通り本日の検討は終了しました。

では、ただいまの論議の過程を踏まえて、答申の案をまとめて皆さんのところにフィードバックします。ご意見をいただいて、もう一度返して確定というようにさせていただきます。

議題については、以上です。

事務局にお返しいたします。

事務局（大野）

長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございます。本日の会議が、今期の委員会の任期における最後の会議になりますので、岡田経営企画部長からお礼のご挨拶をさせていただきます。

・岡田部長から任期満了に伴うお礼のあいさつがあり、その後、閉会